

2026年3月16日

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府が進める「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として下記の対応を実施いたします。

現在、手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、「でんさい（電子記録債権）サービス」のご利用および「事業者用インターネットバンキングサービス」によるお振込みのご利用など、電子的な決済手段への移行を早急にご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 自己宛小切手の発行取り扱い

2026年3月31日（火）店頭窓口受付分をもちまして取り扱いを終了いたします。

2. 当座預金の払戻請求書による払戻し取り扱い

2026年4月1日（水）より取り扱いを開始いたします。

- ・お取引店（口座開設店）のみ取り扱いが可能です。
- ・当座勘定入金帳または当座預金キャッシュカードの同時ご提示が必要です。

3. 未使用の当金庫発行手形帳・小切手帳の買戻し（2019年10月1日以降発行分）

2026年4月1日（水）より2027年3月31日（水）取引店窓口受付分まで取り扱いをいたします。

- ・未使用の当金庫が発行した手形帳・小切手帳のみ発行時の手数料金額にて買戻しさせていただきますお客さまの当座預金口座に入金いたします。
- ・その他諸条件がございますので詳細は窓口または営業担当者にご確認ください。

4. 当金庫振出手形・小切手の最終振出期限（振出日）の設定

2026年9月30日（水）までとさせていただきます。

※小切手については、お客さまご自身が店頭窓口で呈示される現金支払、振替、振込等は振出期限に関わらず引き続きご使用いただけます。

5. 他行庫振出手形・小切手の代金取り立て取り扱いおよび預金入金取り扱い

手形：2026年9月30日（水）店頭窓口受付分まで取り扱いいたします。

※振出日および支払期日が2026年9月30日（水）以前の手形に限ります。

小切手：2026年9月30日（水）店頭窓口受付分まで取り扱いいたします。

※振出日が2026年9月30日（水）以前の小切手に限ります。

※歳入の証券納付の場合を除きます。

6. 当金庫振出手形・小切手の代金取り立て取り扱いおよび預金入金取り扱い

手形：2027年3月26日（金）店頭窓口受付分まで取り扱いいたします。

※振出日が2026年9月30日（水）以前で支払期日が2027年3月31日（水）以前の手形に限ります。

小切手：2027年3月26日（金）店頭窓口受付分まで取り扱いいたします。

※振出日が2026年9月30日（水）以前の小切手に限ります。

7. 当金庫振出手形の手形割引に関する取り扱い（※でんさい手形割引を除く）

2026年12月30日（水）当金庫受付完了分まで取り扱いいたします。

※支払期日が2027年3月31日（水）以前かつ振出日が2026年9月30日（水）以前の手形に限ります。

8. 他行庫振出手形の手形割引に関する取り扱い（※でんさい手形割引を除く）

2026年12月30日（水）当金庫受付完了分まで取り扱いいたします。

※支払期日が2027年3月31日（水）以前かつ振出日が2026年9月30日（水）以前の手形に限ります。

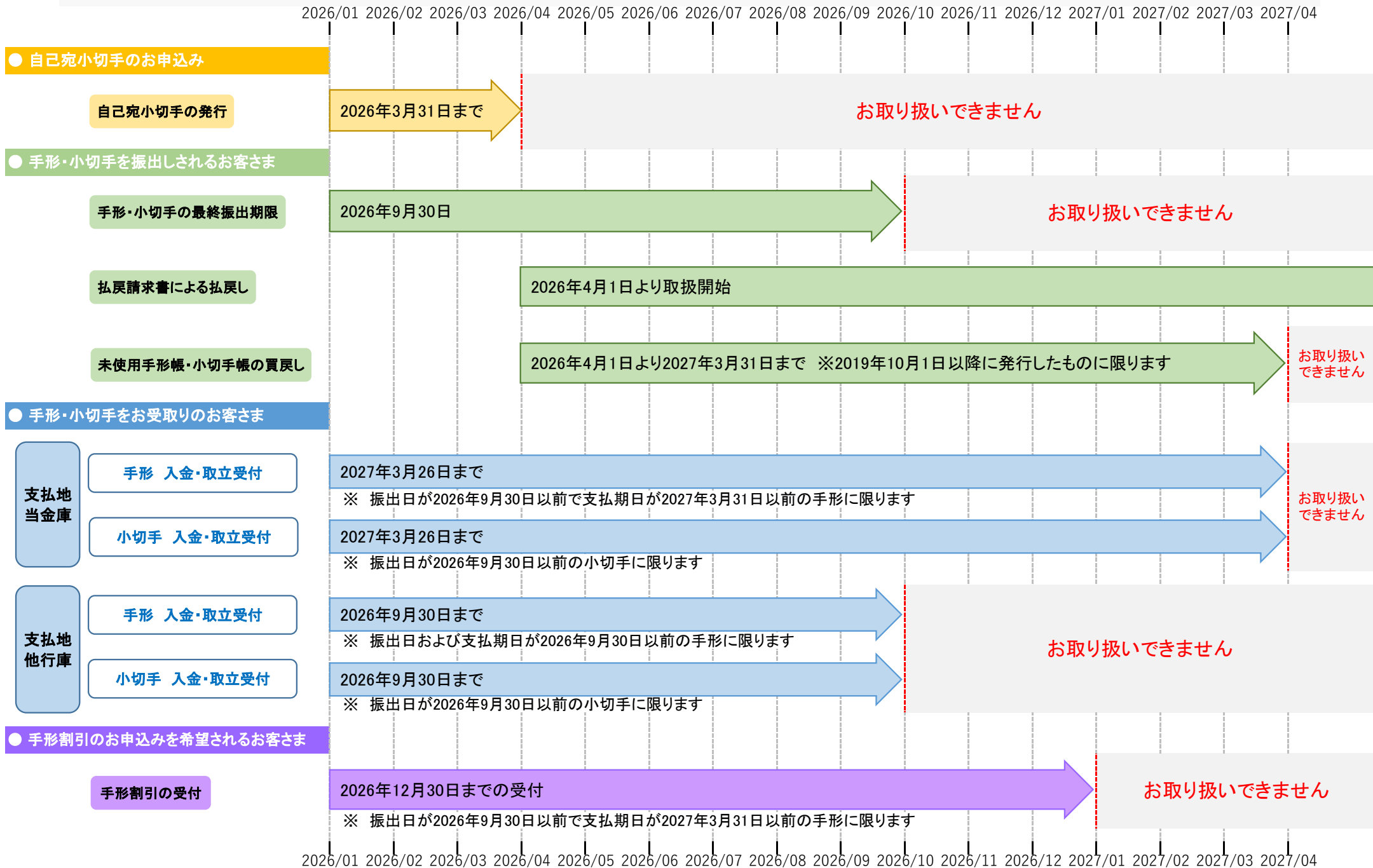
以上

<本件についてのお問合せ>

ビジネスパートナー部

 0120-18-3868（受付時間：平日9時～17時）

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組み（店頭窓口スケジュール）



※ 各お取扱いには所定の条件があります。詳細はお取引店へお問い合わせください。

紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry



一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN

信用金庫

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

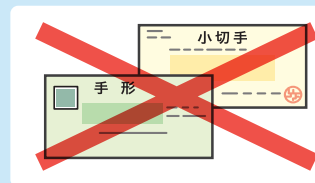
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の
メリット****1**

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負担軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1**金融機関へ
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2**取引先へ
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3**社内の
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

